



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年6月23日(金) 号外(第7号)

目次

ページ

規則

○群馬県県税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)

2

■ 規則

群馬県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月二十三日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第五十二号

群馬県税条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県税条例施行規則(昭和三十四年群馬県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「森林係長」の下に「又は林業政策係長」を加える。

第三条第一項第一号中「賦課徴収」の下に「及び滞納処分」を加え、「又は検査を行う」を「物件を検査し、当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求め、又は提出された物件を留め置く」に改める。

第一号様式裏中「課税通知」の次に「及び滞納処分」を加え、「滞納」を「滞納、滞納等再納通知書」に改める。

第七号の二様式裏、第八号の二様式裏、第十号の二様式第一片及び第三片の裏面)、第十号の三様式第一片及び第三片の裏面)、第十二号の二様式(第十二号の二様式第一片及び第三片の裏面)、第十二号の四様式(第十二号の四様式第一片及び第三片の裏面)及び第十三号様式(第十三号様式第一片及び第三片の裏面)中、「三井住友信託銀行」を削る。

第十三号の二様式(第十三号の二様式第一片及び第三片の裏面)、第十四号様式(第十四号様式第三片の裏面)、第十五号様式(第十五号様式第一片及び第三片の裏面)、第十五号の二様式(第十五号の二様式第一片及び第三片の裏面)及び第十六号様式(第十六号様式第一片及び第三片の裏面)中、「三井住友信託銀行」及び

「(ただし、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間における上記2及び3の年7.3%の割合は、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合となります。)

第十六号の二様式(第十六号の二様式の個人の事業税領収証書の裏面)、第十六号の三様式(第十六号の三様式自動車税(種別割)領収証書の裏面)、第十六号の五様式(第十六号の五様式自動車税(種別割)領収証書の裏面)及び第十六号の七様式(第十六号の七様式の領収証書の裏面)中

「(ただし、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間における上記1の年7.3%の割合は、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合となります。)

第十七号様式(第十七号様式第一片及び第三片裏面)及び第十七号の二様式(第十

七号の二様式第一片及び第三片の裏面)中、「三井住友信託銀行」及び「(ただし、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間における上記3の年7.3%の割合は、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合となります。)

を削る。

第七十六号の三様式別表中「又は第4項」を、「第4項又は第5項」に改める。
第七十六号の五の二様式別表及び第七十六号の五の四様式別表中「又は第5項」を「第5項又は第6項」に改める。

第一百号様式別表及び第一百七号の三十四様式別表中「又は第4項」を、「第4項又は第5項」に改める。

附 則

1 この規則は、令和六年一月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は公布の日から、第七号の二様式、第八号の二様式、第十号の二様式、第十号の三様式、第十二号の二様式、第十二号の四様式、第十三号様式、第十三号の二様式、第十四号様式、第十五号様式、第十五号の二様式、第十六号様式、第十六号の二様式、第十六号の三様式、第十六号の五様式、第十六号の七様式、第十七号様式及び第十七号の二様式の改正規定は令和五年七月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県税条例施行規則の規定により発せられている通知書等は、改正後の同規則の相当規定により発せられたものとみなす。

3 この規則により改正された様式は、当分の間、従前の様式を適宜補正して使用することができる。

4 改正前の第一号様式による徴税吏員証票は、改正後の同様式の規定にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
